
山 梨 西 部 広 域 環 境 組 合
新 ご み 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
運 営 業 務 委 託 契 約 書

(案)

令和 7 年 4 月 21 日

山梨西部広域環境組合

1	事業名	山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業		
2	事業場所	山梨県中央市浅利 230 番 3 他		
3	事業期間	自	特定事業契約締結日（本契約としての成立日をいう。）	
		至	令和 33 年 3 月 31 日	
	運営期間	自	令和 13 年 4 月 1 日、至	令和 33 年 3 月 31 日

--	--	--	--

ただし、以下の約款(以下「本約款」という。)の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。

- (1) 本運営業務委託契約（本約款第 1 条で定義する。以下同じ。）は、建設工事請負契約の締結について山梨西部広域環境組合議会（以下「組合議会」という。）の議決を得るまでは仮契約とし、議決を得たとき、本契約として成立するものとする。なお、建設工事請負契約の締結について組合議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約は終了するものとし、発注者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 仮契約締結後、組合議会の議決までの間に、構成員又は受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなった場合又は発注者から指名停止を受けた場合は、発注者は、この仮契約を解除することができる。
- (3) 前項の規定によりこの仮契約を解除した場合は、発注者は一切の損害賠償の責めを負わない。

山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本件事業」という。）に関して、山梨西部広域環境組合（以下「発注者」という。）と【応募企業又は応募グループ】（以下「受注者」という。）との間で仮契約として締結した令和[]年[]月[]日付山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（以下「基本契約」という。）第8条第2項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山梨西部広域環境組合財務規則（令和2年規則第18号）及び本約款の定める契約条項によって、本件事業の事業契約の一部として公正な本運営業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本運營業務委託契約の成立を証するため、本書の原本2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(発注者) 山梨県中央市藤巻2303番地2

山梨西部広域環境組合

管理者 望月 智

印

(受注者)

(運営事業者)

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

(単位：円、税抜)

年度	ごみ焼却施設			粗大ごみ処理施設		合計
	運営業務委託料 A	運営業務委託料 B	運営業務委託料 C	運営業務委託料 D	運営業務委託料 E	
令和13年度						
令和14年度						
令和15年度						
令和16年度						
令和17年度						
令和18年度						
令和19年度						
令和20年度						
令和21年度						
令和22年度						
令和23年度						
令和24年度						
令和25年度						
令和26年度						
令和27年度						
令和28年度						
令和29年度						
令和30年度						
令和31年度						
令和32年度						
合 計						

※1 運営業務委託料は、本契約締結日における額であり、履行期間中、添付約款に従い、変更される。

※2 運営業務委託料Aは、計画処理量及び提案単価（_____円/t）から算出しており、実際の支払いは、添付約款による。

目 次

第 1 条	(総則)	1
第 2 条	(本運營業務委託契約の目的)	2
第 3 条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	2
第 4 条	(契約の保証)	2
第 5 条	(業務遂行)	3
第 6 条	(期間)	3
第 7 条	(権利・義務の譲渡の禁止)	4
第 8 条	(特許権等の使用)	4
第 9 条	(知的財産権)	4
第 10 条	(一括再委託等の禁止)	5
第 11 条	(受注者に対する措置要求)	5
第 12 条	(運営体制の整備)	5
第 13 条	(緊急時の組織体制の整備等)	6
第 14 条	(運營業務の範囲)	6
第 15 条	(料金の徴収事務)	7
第 16 条	(業務範囲の変更)	7
第 17 条	(本運營業務委託契約等と業務内容が一致しない場合の改善義務)	7
第 18 条	(試運転、予備性能試験及び引渡性能試験、教育訓練等)	7
第 19 条	(車両・重機等)	7
第 20 条	(住民対応)	7
第 21 条	(災害発生時などの協力)	8
第 22 条	(資源物等及び余熱に係る取扱い)	8
第 23 条	(排出禁止物及び処理不適物に係る取扱い)	8
第 24 条	(業務の基準等)	9
第 25 条	(計画書及びマニュアルの作成)	9
第 26 条	(報告書)	9
第 27 条	(発注者による業務遂行状況のモニタリング)	9
第 28 条	(新ごみ処理施設に係る計測)	10
第 29 条	(公害防止基準値の超過)	10
第 30 条	(入札説明書等の未達成)	10
第 31 条	(性能未達期間中の処理対象物の処理)	10
第 32 条	(性能未達期間中に生じる費用の負担)	11
第 33 条	(異常事態への対応)	11
第 34 条	(臨機の措置)	12
第 35 条	(ごみ量)	12
第 36 条	(ごみ質)	12
第 37 条	(運營業務委託料等の支払)	12
第 38 条	(運營業務委託料の改定)	13
第 39 条	(運營業務委託料の減額又は支払停止等)	13
第 40 条	(受注者の債務不履行に対する猶予期間)	13

第 41 条	(法令変更)	13
第 42 条	(不可抗力発生時の対応)	14
第 43 条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	14
第 44 条	(不可抗力による一部の業務遂行の免除)	14
第 45 条	(新ごみ処理施設の改良保全)	14
第 46 条	(本事業終了時の取扱い)	15
第 47 条	(本事業終了時の明け渡し条件)	15
第 48 条	(契約不適合責任)	15
第 49 条	(発注者の解除権)	16
第 50 条	(発注者による解除の場合の違約金)	17
第 51 条	(不正行為に伴う損害賠償の予定)	18
第 52 条	(発注者による一部解除権)	18
第 53 条	(受注者の解除権)	18
第 54 条	(法令変更又は不可抗力の場合の解除)	19
第 55 条	(本運營業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)	19
第 56 条	(損害賠償等)	20
第 57 条	(所有権)	20
第 58 条	(第三者への賠償)	20
第 59 条	(保険)	20
第 60 条	(契約の変更)	20
第 61 条	(秘密保持)	20
第 62 条	(個人情報保護)	21
第 63 条	(経営状況の報告等)	22
第 64 条	(株主への支援要請)	22
第 65 条	(遅延利息)	22
第 66 条	(補則)	22
別紙 1	モニタリング実施要領等(第 27 条、第 30 条、第 39 条関係)	23
別紙 2	計測項目及び計測頻度(第 28 条関係)	26
別紙 3	公害防止基準値(第 29 条関係)	27
別紙 4	運營業務委託料(第 37 条、第 38 条、第 55 条関係)	29
別紙 5	不可抗力の場合の費用分担(第 43 条関係)	33
別紙 6	保険(第 59 条関係)	34
別紙 7	電気料金(買電、売電)とインセンティブの取扱い(第 14 条関係)	35

山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備・運営事業
運営業務委託契約書（案）

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、基本契約及び入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、リスク管理方針書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本運営業務委託契約（本約款並びに入札説明書等及び提案書と一体となる契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本約款、入札説明書等、提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書に示された水準が入札説明書等に示された水準を上回る場合は、提案書の記載が入札説明書等に優先するものとする。
- 2 受注者は、表記の履行期間（以下「履行期間」という。）中、表記の履行場所に存する山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）にて、入札説明書等及び提案書に示された新ごみ処理施設の運営・維持管理に係る各業務（以下「運営業務」という。）を遂行し、発注者は、運営業務の遂行の対価として、受注者に表記の委託料（以下「運営業務委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 本運営業務委託契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 本運営業務委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、本運営業務委託契約で用いる用語は、本運営業務委託契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書等に定義された意味又は次の各号所定の意味を有するものとする。
- （1）「運営開始日」とは、令和 13 年 4 月 1 日又は発注者が別途通知した日をいう。
 - （2）「質問回答書」とは、発注者が令和 7 年 4 月 30 日（予定）に公表又は通知した入札説明書等に関する質問への回答（第 1 回）、令和 7 年 7 月 18 日（予定）に公表又は通知した対面的対話議事録及び入札説明書等に関する質問への回答（第 2 回）を総称していう。
 - （3）「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
 - （4）「法令変更」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
 - （5）「提案書」とは、入札説明書に従い受注者を含む落札者が作成し発注者に提出した令和 7 年[]月[]日付提案書類（その後の変更を含む。）をいう。
- 5 本運営業務委託契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本運営業務委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、入札説明書等及び提案書に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定められたものによるものとする。
- 7 本運営業務委託契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 8 本運営業務委託契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

- 9 本運營業務委託契約に係る訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所を甲府地方裁判所とすることに合意する。
- 10 受注者は、入札説明書等に記載された情報及びデータのほか、本運營業務委託契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討した上で、本運營業務委託契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、運營業務の困難性、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、入札説明書等の誤記等発注者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(本運營業務委託契約の目的)

第2条 本運營業務委託契約は、発注者と受注者が相互に協力し、新ごみ処理施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第3条 受注者は、新ごみ処理施設が公共施設であることを踏まえ、その設置目的を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 発注者は、運營業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、発注者においてその必要がないと認める場合を除き、第6条第1項第2号に定める運営期間（以下「運営期間」という。）における各事業年度（当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の期間をいうものとする。以下同じ。）に関し、当該事業年度の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本運營業務委託契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行その他発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本運營業務委託契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 運営期間中、前項の保証に係る各事業年度の契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、運営期間中における各事業年度の運營業務委託料の10分の1以上に相当する金額（以下「保証対象額」という。）とする。
- 3 第1項第1号の契約保証金には利息を付さないものとする。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3号に掲げる保証及び第4号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる運営期間中における更新を認めるものとする。
- 5 保証対象額の増減があった場合には、保証の額が変更後の保証対象額に達するまで、発注者は、

保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務遂行)

- 第5条 受注者は、基本契約及び本運營業務委託契約に基づき、入札説明書等及び提案書の定めるところに従い、自らの責任及び費用において、運營業務を行うものとする。
- 2 受注者は、法令、条例、規則、要綱等、本運營業務委託契約、入札説明書等及び提案書に基づき、運營業務を誠実かつ適正に遂行しなければならない。
 - 3 受注者は、運營業務その他受注者が本運營業務委託契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得し、これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りでない。
 - 4 受注者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用負担により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。
 - 5 受注者は、運營業務の遂行にあたり、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するものとする。受注者が関係法令又は関係規制等を遵守しなかったことは、受注者による本運營業務委託契約の債務不履行を構成するものとする。
 - 6 受注者は、入札説明書等に記載する基準値を確実に確保するものとする。受注者による入札説明書等に記載する基準値の未達は、受注者による本運營業務委託契約の債務不履行を構成するものとする。
 - 7 受注者は、運營業務に関する周辺住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、発注者は、かかる紛争の解決につき、受注者に協力するものとする。受注者は、発注者が締結する住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に運營業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解及び協力を得るよう努力するものとする。
 - 8 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって運營業務を遂行しなければならない。
 - 9 受注者は、運營業務の遂行に必要な限度でのみ、新ごみ処理施設内の備品等を無償で 사용할ことができる。
 - 10 受注者は、運営期間中、新ごみ処理施設内の備品等を常に良好な状態に保つものとする。
 - 11 備品等が経年劣化等により運營業務遂行の用に供することができなくなった場合、受注者は、当該備品等を購入又は調達するものとする。この場合、受注者によって購入又は調達された当該備品等の所有権は、発注者に帰属するものとする。なお、備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、運營業務委託料に含まれているものとし、運營業務委託料の支払のほか、受注者は、備品等の購入又は調達に関し、如何なる名目によっても、何らの支払も発注者に請求できないものとする。
 - 12 受注者は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、これを弁償し、又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
 - 13 受注者による本運營業務委託契約上の義務の履行に要する光熱水費その他の費用（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による受信料を含む。）は、別段の合意がない限り、受注者の負担とする。

(期間)

第6条 事業期間及び運営期間は、次のとおりとする。

- (1) 事業期間 特定事業契約の本契約としての成立日から令和 33 年 3 月 31 日までの期間
- (2) 運営期間 令和 13 年 4 月 1 日から令和 33 年 3 月 31 日までの期間

- 2 前項の規定にかかわらず、基本契約第 10 条第 3 項の規定により、基本契約締結者間で、運営期間の始期の変更について合意された場合は、当該変更後の日をもって、運営期間の始期とする。
- 3 前項の規定により、運営期間の始期が第 1 項第 2 号と異なるに至った場合も、運営期間の終期は変更しないこととし、この場合、発注者と受注者との協議により、運営業務委託料の変更を行うものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第7条 受注者は、本運営業務委託契約に基づき生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、継承させ、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、運営業務の遂行により生じた成果物（未完成の成果物及び運営業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保権を設定し、若しくはその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

- 第8条 受注者は、発注者から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、本運営業務委託契約の規定に従って、新ごみ処理施設を稼働させ廃棄物等処理するために必要な特許権等の実施権・使用権その他ノウハウ等の活用に必要な諸権利を、自己の責任及び費用負担において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。
- 2 受注者は、運営業務委託料には、前項の規定に基づく特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに前条第 2 項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

(知的財産権)

- 第9条 本運営業務委託契約に基づき、発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面等に関する著作権その他の知的財産権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。ただし、発注者は、受注者に対して、本運営業務委託契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させる。
- 2 受注者は、本運営業務委託契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、本運営業務委託契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。
 - 3 受注者は、自ら又は権利者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 前項に規定する著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使すること。
 - 4 発注者は、次の各号に掲げる場合、受注者の作成した成果物を公開することができる。ただし、

開示される成果物に受注者の営業上の秘密が含まれるときは、発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得るものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 組合議会に提出する場合
- (3) 広報に使用する場合（発注者が認めた公的機関による使用を含む。）

（一括再委託等の禁止）

第10条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者（以下総称して「再委託先等」といい、提案書に基づいて再委託された構成企業も含むものとする。）に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、再委託先等に対する委託又は請負に関して、受注者に対して、当該委託又は請負に係る契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。）その他の必要な事項の説明を求めることができる。
- 4 第2項の規定による委託又は請負は、全て受注者の責任及び費用において行うものとし、再委託先等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 第2項の規定により業務を委託され、又は請け負った再委託先等がさらに第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合（順次行われる再委託、下請負も同様に扱われる。）、かかる第三者の使用も全て受注者の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

（受注者に対する措置要求）

- 第11条 発注者は、受注者の役職員、使用人若しくは前条第2項又は第5項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った再委託先等その他の第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に発注者にその結果を通知しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者の職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について受注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に受注者にその結果を通知しなければならない。

（運営体制の整備）

- 第12条 受注者は、運営業務の遂行に先立って、入札説明書等及び提案書に基づく運営業務の実施体制の整備に必要な人員及び有資格者を確保し、本運営業務委託契約の終了まで、これを維持する。
- 2 受注者は、前項において確保した人員に対し、運営業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行い、運営開始日における新ごみ処理施設の正式稼働に支障のないよう準備しなければならない。

- 3 受注者は、前項に定める研修等を完了した後、入札説明書等及び提案書に従い、運營業務における現場総括責任者、業務管理者（班長など）その他の業務担当者を設置して運營業務の実施体制を整備し、発注者に対して、整備した実施体制につき届出を行うものとする。
- 4 発注者は、前項に定める届出を受領した後、運營業務の実施開始に先立って、入札説明書等及び提案書に従った実施体制が整備されていることを確認するため、入札説明書等の定める方法又は任意の方法により当該運營業務の実施体制を確認することができる。

（緊急時の組織体制の整備等）

第13条 受注者は、災害等の緊急時において、二次災害の防止に努めるものとする。

- 2 受注者は、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、発注者等への連絡体制を整備した上で、発注者に報告するものとする。なお、連絡体制を変更した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、定期的に防災訓練等を行わなければならない。また、訓練の開催については、事前に新ごみ処理施設の関係者等に連絡し、参加について協議する。
- 4 新ごみ処理施設において事故が発生した場合、受注者は、緊急時の対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を発注者に報告する。受注者は、当該報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、発注者に提出する。

（運營業務の範囲）

第14条 運營業務の範囲は次の各号に定める業務とし、細目は入札説明書等及び提案書に定めるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物（可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件事業の運營業務として受付・計量・搬入管理業務、運転管理業務、環境管理業務、労働安全衛生管理業務、見学者・地域住民対応業務、防犯・防災業務、調達業務、点検・検査業務、補修・更新業務、保守管理業務、清掃業務及びその他の関連業務を行う。なお、公園緑地については、設計・建設業務で設置した電気・計装設備（建築電気設備を含む）や本組合がビオトープに設置した電気・計装設備（建築電気設備を含む）に係る維持管理を運營業務に含む。
 - (2) 受注者は、処理対象物の受け入れ及び計量を行うとともに、許可搬入者及び自己搬入者からのごみ処理手数料について、本組合が定める金額を本組合が定める方法で収納する。
 - (3) 受注者は、見学者や視察者等の対応（受付、引率、説明等）を行う。なお、行政視察等は、予約の受付を含め本組合が行うが、受注者はこれに協力する。
 - (4) 受注者は、余剰電力の売電先（電力事業者）を選定し、本組合の承諾をもって受注者と売電先との間で契約手続きを行う。なお、余剰電力の売却や収入の取扱いに係る詳細は別紙7のとおりとする。
 - (5) ごみ焼却施設の処理過程で生成、回収した溶融スラグ、溶融メタル、金属類については事業者において売却先、再利用先を選定し資源化する。ただし、ストーカ炉で生成される酸化鉄（焼き鉄）については焼却灰に含めて最終処分することを妨げない。
- 2 前項の定めにかかわらず、受注者は、新ごみ処理施設の機能を維持するため又は新ごみ処理施設を円滑に運営し、かつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
 - 3 受注者は、建設事業者が実施する新ごみ処理施設の試運転において、必要な協力を行うものとする。

(料金の徴収事務)

第15条 発注者は、受注者に対し、前条第1項第1号に規定する受付管理業務の一部として、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、運営期間中に新ごみ処理施設に搬入される直接搬入ごみに関するごみ処理手数料の徴収事務を委託する。

- 2 受注者は、前項の規定に基づき徴収したごみ処理手数料を、その詳細を示す計算書を添えて、発注者が指示する金融機関等に入金しなければならない。
- 3 発注者は、必要があると認める場合には、第1項の規定に基づき受注者に委託した徴収事務に関して、受注者を検査することができる。

(業務範囲の変更)

第16条 発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって前二条に定める運営業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

- 2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 運営業務の範囲の変更及びそれに伴う運営業務委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(本運営業務委託契約等と業務内容が一致しない場合の改善義務)

第17条 受注者は、運営業務の内容が本運営業務委託契約、入札説明書等、若しくは提案書、又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、当該不適合が発注者の指示による場合その他発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は、必要に応じて、運営期間又は運営業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは当該損害を賠償しなければならない。

(試運転、予備性能試験及び引渡性能試験、教育訓練等)

第18条 建設事業者が実施する新ごみ処理施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験の実施にかかる業務については、受注者がこれを建設事業者から受託して行うことができる。

- 2 受注者は、建設事業者と協力して運営事業開始の準備を行うとともに、受注者の従業者（再委託先等の従業者を含む。）をして、建設事業者から必要な教育訓練を受講させるものとする。

(車両・重機等)

第19条 運営業務の実施に必要な車両・重機等については、受注者が、受注者の責任及び費用負担において、運営業務の遂行に支障のないものを用意する。当該車両・重機等に係る維持管理费用等は、受注者の負担とする。

(住民対応)

第20条 受注者は、発注者が周辺住民等と締結する協定等を順守し、常に適切に運営業務を遂行し、発注者の要請があるときは発注者とともに周辺住民等に対して新ごみ処理施設の運転状況の説明を行い、周辺住民等の信頼と理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

- 2 受注者は、新ごみ処理施設の利用者に対して、適切に対応しなければならない。
- 3 受注者は、新ごみ処理施設に対して構成市町の住民又は周辺住民等による電話照会、訪問等があった場合には、適切に対応しなければならない。なお、構成市町の住民又は周辺住民等により新ごみ処理施設に関する意見等があった場合には、受注者は、速やかに発注者に報告し、発

注者と受注者とで協議の上、適切に対応し、その結果を文書にて発注者に提出しなければならない。

(災害発生時などの協力)

第21条 発注者と受注者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。

- 2 災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画処理量を超える多量の処理対象物が発生する等の状況が生じた場合において、その処理を発注者が実施しようとするときは、受注者は、要求水準書の示すところにより、その処理に最大限の協力を行う。その場合、発注者は、受注者に発生した合理的な範囲の追加的費用を受注者に支払う。

(資源物等及び余熱に係る取扱い)

第22条 ごみ処理の過程において発生する資源物等の取扱いは、次に規定するとおりとする。

- (1) 受注者は、本施設から回収される焼却灰、飛灰等を新ごみ処理施設内に貯留・保管するとともに、関係法令による基準等を満たすことを定期的に確認すること。
 - (2) 受注者は、新ごみ処理施設に搬入された排出禁止物や処理不適物を新ごみ処理施設内に貯留・保管すること。
 - (3) 受注者は、焼却灰、飛灰処理物を本組合が指定する引き取り業者等に引き渡すものとする。なお、受注者は、焼却灰、飛灰処理物の積み込み作業までを行うこと。
 - (4) 受注者は、新ごみ処理施設より搬出する焼却灰等の性状について、要求水準書に定めるところにより定期的に分析・管理を行うこと。
 - (5) 落じん灰については所定の方法で回収することを前提に品質基準は設定しないが、引き取り業者等に引渡しするまで新ごみ処理施設内に貯留・保管をすること。
- 2 ごみ処理の過程において発生する余熱の取扱いは、次に規定するとおりとする。
 - (1) 受注者は、焼却に伴って発生する余熱により発電を行い、本施設での利用を優先するとともに売電を行うこと。なお、蒸気、電力等による余熱利用の優先順位としては、場内での利用を優先し、余剰電力が発生する場合については、売電を行うことを基本とする。
 - (2) 受注者は、電気事業者と本施設に係る電力の購入に係る契約を締結する。ただし、当該契約に係る費用は発注者が負担する。
 - (3) 発注者は、本施設を運転することにより発生する余剰電力の売却に係る契約を電気事業者と締結するものとし、売却によって得られた収入は、発注者に帰属するものとする。ここでいう余剰電力とは、発電電力から新ごみ処理施設における場内利用分を除いたものとする。
 - (4) 前号の規定にかかわらず、受注者は、余剰電力の売却に必要な作業（電気事業者への売却収入の請求を含む。）を行うとともに、余剰電力量の向上に努めるものとする。

(排出禁止物及び処理不適物に係る取扱い)

第23条 受注者は、第14条第1項第1号に規定する受付・計量・搬入管理業務の一業務として、入札説明書等及び提案書に従って搬入管理を行い、受け入れた処理対象物の中に搬入禁止物がないことを確認しなければならない。

- 2 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、排出禁止物及び処理不適物の混入を防止し、混入が確認された場合、当該排出禁止物及び処理不適物を排除しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定に基づき排除した排出禁止物及び処理不適物を新ごみ処理施設内に保

管した後、発注者の指示に従い、発注者又は発注者が指定する業者に新ごみ処理施設内にて引き渡すものとする。この場合、受注者は運搬車両への積込みまでを行うものとする。

- 4 排出禁止物及び処理不適物の混入を原因として、プラント設備に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生した場合、発注者及び受注者又は発注者若しくは受注者の責めに起因するものについては、発注者及び受注者又は発注者若しくは受注者における帰責性の所在及び割合に応じて、第32条第1項又は第2項の規定に基づき、発注者及び受注者又は発注者若しくは受注者が負担し、不可抗力に起因するものについては、第32条第3項及び第43条の規定に従う。上記のいずれによっても追加費用の負担につき決することができない場合、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

(業務の基準等)

第24条 受注者は、運営期間中、生活環境影響調査書、公害防止基準、環境保全関係法令等を遵守して、運営業務を遂行しなければならない。

- 2 受注者は、次条に規定する発注者の承諾を得た運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び運営業務実施計画書（以下「計画書」という。）に基づき、運営業務を行う。

(計画書及びマニュアルの作成)

第25条 受注者は、運営開始日の90日前までに、入札説明書等に従って計画書及びマニュアルを作成し、発注者に提出して、発注者の承諾を受けなければならない。

- 2 受注者は、計画書及びマニュアルの変更又は更新を行う場合には、事前に発注者の承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、新ごみ処理施設について入札説明書等に示す性能を維持し、運営するため、また、運営業務を円滑に行うため、常に計画書及びマニュアルを適正なものにするよう努めるものとし、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を発注者に提出する。
- 4 発注者は、計画書及びマニュアルについて、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合は、受注者に対して適宜変更・修正を求めることができる。受注者は、運営業務の結果が入札説明書等を満たさないときに、単に計画書及びマニュアルに従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。
- 5 発注者は、計画書及びマニュアルの確認又はその変更の承諾を行ったこと自体を理由として、運営業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(報告書)

第26条 受注者は、入札説明書等に定めるとおり、運営業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、それぞれ入札説明書等に定める提出期限までに、発注者に提出するものとする。なお、報告書の様式、記載方法等については、発注者と受注者間で協議により定めるものとする。

- 2 受注者は、前項に定める報告書のほか、入札説明書等、計画書及びマニュアルに従い、各種の日誌、点検記録等を作成し、受注者の事業所内に運営期間にわたって保管しなければならない。受注者は、発注者の要請があるときは、それらの日誌、点検記録等を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。

(発注者による業務遂行状況のモニタリング)

第27条 発注者は、別紙1記載のモニタリング実施要領等に従い、運営業務の遂行状況並びに新

ごみ処理施設の維持管理及び運営の状況のモニタリングを行う。

- 2 発注者は、前項の規定に基づくモニタリングのほか、受注者による運營業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、新ごみ処理施設へ立ち入る等必要な行為を行うことにつき申出を行うことができる。また、発注者は、受注者に対して運營業務の遂行状況及び運營業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 受注者は、発注者から前項の申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて当該申出又は請求に応じなければならない。
- 4 発注者は、第1項の規定に基づく運營業務の遂行状況等の確認を理由として、運營業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(新ごみ処理施設に係る計測)

- 第28条 受注者は、運営期間中、自己の負担において、入札説明書等、計画書及びマニュアルに従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託することにより、新ごみ処理施設に係る計測を実施しなければならない。発注者は、事前に受注者に通知した上で、当該計測に立ち会うことができる。
- 2 受注者は、別紙2に規定する計測項目及び計測頻度により前項の計測を実施する。発注者は、事前に受注者に通知した上で、当該計測に立ち会うことができる。

(公害防止基準値の超過)

第29条 第27条によるモニタリング又は第28条の計測等の結果、別紙3に示す公害防止基準値(要求水準書に規定された公害防止基準値をいう。以下同じ。)を超過していることが判明した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は、要求水準書に定める復旧作業を行うものとし、原因の究明に努め、要求水準書に合致する正常な運転が再開されるよう、プラント設備の補修、運營業務の改善等を行わなければならない。

(入札説明書等の未達成)

- 第30条 第27条によるモニタリング又は第28条の計測等の結果、前二条に規定する項目以外の項目等について、受注者による運營業務の遂行が入札説明書等若しくは提案書又はマニュアルに定める水準を満たしていないことが判明した場合は、発注者は、受注者に対して、別紙1記載のモニタリング実施要領等に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、受注者は、当該措置が講じられた後に提出する入札説明書等に定める報告又は記録等において、発注者が講じた措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする。
- 2 前項の場合、発注者は、必要と認めるときは、受注者に新ごみ処理施設の運転の停止を指示することができる。受注者は、これに従わなければならない。
 - 3 第1項において入札説明書等の未達成が発注者の指示により生じた場合、その他発注者の責に帰すべき事由により生じた場合は、発注者は、必要に応じて運營業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは、当該損害を賠償しなければならない。

(性能未達期間中の処理対象物の処理)

- 第31条 運営期間中、ごみ焼却施設の運転停止又は処理能力の低下により、新ごみ処理施設に搬入された処理対象物が受入設備において受入可能な貯留量を超えるおそれが生じた場合、受注

者は、発注者に対し、速やかにその旨通知する。発注者は、受入可能な貯留量を超えた処理対象物の代替処理を行うよう努力する。受注者は、発注者のかかる代替処理に対して、最大限の協力を行う。

（性能未達期間中に生じる費用の負担）

- 第32条 発注者の責めに帰すべき事由により、新ごみ処理施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合、発注者は、運營業務委託料B及び運營業務委託料D（第37条第2項に規定する控除を受けた後の委託料とする。）、並びに運營業務委託料Aの支払を行う他、代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる排出禁止物及び処理不適物の排除作業に係る追加費用、新ごみ処理施設の運転再開のための修理費等の追加費用並びに受注者に生じた損害を合理的な範囲で負担する。ただし、受注者が善管注意義務に違反したことに起因して発生又は拡大した損害のうち受注者の帰責性の割合に相当する部分については、受注者の負担とする。
- 2 受注者の責めに帰すべき事由により、新ごみ処理施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合（搬入管理（処理対象物に含まれる排出禁止物及び処理不適物の排除作業等を含む。）を適切に行わなかったことに起因する場合を含む。）、それにより生じる追加費用及び責任は受注者が負担する。発注者は、運營業務委託料B及び運營業務委託料D（第37条第2項に規定する控除を受けた後の委託料とする。）、並びに運營業務委託料Aの支払を行う（ただし、運營業務委託料の減額及び本運營業務委託契約の解除に関する手続は、第39条及び第49条の定めに従う。）。発注者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる排出禁止物及び処理不適物の排除作業に係る追加費用、新ごみ処理施設の運転再開のための修理費等の追加費用及び発注者に生じた損害は受注者が負担する。
- 3 不可抗力により、新ごみ処理施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合は、発注者は、運營業務委託料B及び運營業務委託料D（第37条第2項による控除を受けた委託料とする。）、並びに運營業務委託料Aの支払を行う。ただし、発注者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる排出禁止物及び処理不適物の排除作業に係る追加費用及び新ごみ処理施設の運転再開のための修理費については、第43条の規定に従う。

（異常事態への対応）

- 第33条 受注者は、運營業務の履行に際して、新ごみ処理施設の故障、公害防止基準の超過、不可抗力による損害発生、その他入札説明書等に定める水準の未達成等の事態（以下総称して又は個別に「異常事態」という。）が発生したときは、入札説明書等に従い、運転を停止しなければならない。
- 2 受注者は、新ごみ処理施設に係る異常事態の原因の究明及びその責任の所在の分析等を行い、その結果を発注者に提出するものとする。
- 3 発注者は、前項に基づく受注者による原因の究明及び責任の所在の分析とは別に、独自に異常事態発生に係る事実関係の調査、原因の究明及び責任の所在の分析等を行うことができる。この場合、受注者は、発注者に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。
- 4 新ごみ処理施設が計画外において停止の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について前二項の規定を準用する。

(臨機の措置)

第34条 受注者は、事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合、受注者は、その講じた措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、事故、災害防止その他新ごみ処理施設の運転管理業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 4 受注者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第43条に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

(ごみ量)

第35条 新ごみ処理施設に搬入される処理対象物の量が、入札説明書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、運營業務委託料Aの処理単価をもって運營業務委託料Aを算定する。

(ごみ質)

- 第36条 処理対象物の性状が、入札説明書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受注者は、処理対象物の性状の変動を原因とする運營業務委託料（運營業務委託料Aの処理単価の見直しを含む。）の変更、その他費用の負担を請求することはできない。
- 2 計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合において、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは、受注者は、計画ごみ質を逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。
 - 3 前項に規定する以外の処理対象物の性状に係る項目の変動による運營業務委託料の見直しは行なわない。
 - 4 新ごみ処理施設に搬入された処理対象物の性状が計画ごみ質の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て受注者の費用において実施する。
 - 5 前項に規定するデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、本運營業務委託契約に基づき、発注者と受注者が協議して定める。
 - 6 受注者は、前二項の規定に基づき得られたデータ及び検査結果等を、発注者と受注者が協議して定める頻度及び内容で、発注者に報告しなければならない。

(運營業務委託料等の支払)

第37条 発注者は、運營業務の遂行の対価として、受注者に対して、別紙4記載の算定方法に従い、運營業務委託料を支払う。当該運營業務委託料には、運營業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、運營業務委託料以外に何らの支払いも請求できないものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、受注者が新ごみ処理施設の運転を停止した場合、発注者は、理由の如何にかかわらず、運転を停止した施設の運營業務委託料から当該運転停止により受注者が支払を免れた費用を控除して支払を行うことができるものとする。この場合、受注者の責めに帰

すべき運転停止に基づく発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げない。

- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者は、運營業務委託料の支払にあたり、当該支払時において受注者の発注者に対する支払債務が存在する場合、当該支払債務相当額を運營業務委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。
- 4 発注者は、運營業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

（運營業務委託料の改定）

第38条 発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、別紙4記載のとおり運營業務委託料を改定できる。

（運營業務委託料の減額又は支払停止等）

- 第39条 第27条に基づく発注者による業務遂行状況のモニタリングその他により、運營業務について入札説明書等及び提案書に定める内容及び水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、発注者は、別紙1に定めるところに従って運營業務委託料を減額又は支払停止することができるものとする。
- 2 受注者が作成した各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書の作成等に対応する運營業務委託料の支払後に判明した場合、発注者は、受注者に対し、当該虚偽記載がなければ発注者が減額し得た運營業務委託料相当額の返還を請求することができる。この場合、当該減額し得た運營業務委託料を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還するまでの日数につき、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

（受注者の債務不履行に対する猶予期間）

- 第40条 発注者は、入札説明書等に特に規定がある場合のほか、受注者の責めに帰すべき事由により新ごみ処理施設の正常な運営ができなくなったときは、受注者が再び運營業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断される場合を除き、受注者に改善のための猶予期間を与える。この猶予期間は、新ごみ処理施設の正常な運営ができないことを発注者が確認した日から90日以内とする。
- 2 前項の規定による90日間の猶予期間を経過した後であっても、合理的な理由があると発注者が判断する場合には、発注者は、受注者と協議のうえで猶予期間の延長を認める。

（法令変更）

- 第41条 運営期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。
- (1) 運營業務に関して受注者が受けることとなる影響
 - (2) 運營業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細
- 2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、本運營業務委託契約の変更その他の報告された事態に対する本運營業務委託契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。
 - 3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、協議開始から30日以内に対応措置について合意が成立しない場合、発注者は、当該法令変更への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、

受注者は、これに従い運營業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、次の各号所定の法令変更起因する追加費用を負担する。

ア 運營業務に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 税制度に関する法令変更のうち、運營業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの。

(2) 受注者は、次の各号所定の法令変更起因する追加費用及び損害を負担する。

ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 第1号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

4 法令変更により、運營業務の継続が不能となった場合又は運營業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第54条の規定に従う。

（不可抗力発生時の対応）

第42条 運営期間中に不可抗力が発生した場合、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び追加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第43条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失又は追加費用が発生した場合、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けた場合、損害等の状況の確認を行うものとし、発注者と受注者との協議により、不可抗力への該当性の判定、本運營業務委託契約の変更及び費用負担等について決定するものとする。

3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、不可抗力が生じた日から30日以内に本運營業務委託契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、発注者は、当該不可抗力への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い運營業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、別紙5に記載する負担割合によるものとする。

4 不可抗力により、運營業務の継続が不能となった場合又は運營業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第54条の規定に従う。

（不可抗力による一部の業務遂行の免除）

第44条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により運營業務の一部の遂行が不能となったと認められる場合、受注者は、当該不能となった限度において運營業務を遂行する義務を免れるものとする。

2 前項の定めに従って受注者が運營業務を遂行する義務の一部を免れた場合、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該業務を遂行する義務を免れたことにより支払が不要となった費用相当額を、運營業務委託料から減額することができるものとする。

（新ごみ処理施設の改良保全）

第45条 発注者及び受注者は、運営期間中、新ごみ処理施設の運營業務に関連して、著しい技術又は手法の革新等がなされた場合、当該技術革新等に基づく新しい技術又は手法等（以下「新

技術等」という。)の導入について検討し、新ごみ処理施設の改良保全提案を行うものとする。

- 2 前項の検討に係る費用は、受注者が負担する。ただし、発注者が負担することが合理的と発注者が認める費用については、発注者が負担する。
- 3 第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により運營業務委託料を低減できることを発注者又は受注者が明らかにした場合、発注者及び受注者は、当該新技術等の導入及び運營業務委託料の減額について協議するものとする。

(本件事業終了時の取扱い)

第46条 受注者は、本件事業の終了時に、発注者の請求に応じて必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。

(本件事業終了時の明け渡し条件)

第47条 運営期間が満了した場合、受注者は、本運營業務委託契約に基づき、新ごみ処理施設を発注者に明け渡す。

- 2 発注者は、入札説明書等に規定する運営期間満了時における新ごみ処理施設の状態を満足していることを確認するため、運営期間満了日前に、新ごみ処理施設の機能確認及び性能確認を実施する。
- 3 受注者は、入札説明書等の規定に従い、運営期間満了に先立って、受注者の責任及び費用負担により第三者機関による機能検査を、発注者の立会いの下に実施しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定に基づく機能検査の結果、新ごみ処理施設が入札説明書等に規定する運営期間満了時における施設の状態を満足していないことが判明した場合には、受注者の責任及び費用負担において、必要な補修を実施し、発注者の確認を受けなければならない。
- 5 新ごみ処理施設の明け渡し時その他の条件は、発注者と受注者との協議により定める。ただし、協議開始の日から12か月前までに協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約不適合責任)

第48条 発注者は、本運營業務委託契約に別段の定めがある場合を除き、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて運營業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに運營業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 契約不適合に係る請求等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下本項において「請求等」という。）をすることができない。
- (2) 前号の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- (3) 発注者が第1号に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本号及び第6号において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- (4) 発注者は、第1号の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- (5) 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- (6) 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- (7) 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1号の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- (8) 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（発注者の解除権）

第49条 発注者は、必要と認めるときは、90日前までに受注者に通知することにより、本運營業務委託契約の全部を解除することができる。この場合、発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、直ちに書面により本運營業務委託契約を解除することができる。

- (1) 運營業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、又は関係する官公庁より営業の停止を命ぜられたとき。
- (2) 受注者及び業務担当者その他使用人が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (3) 第53条第1項の規定によらないで本運營業務委託契約の解除を申し出たとき。
- (4) 受注者が本運營業務委託契約に違反した状態となった場合において、発注者が第40条の規定に基づき、受注者に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該猶予期間内に当該違反が治癒されないとき。
- (5) 本運營業務委託契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼすか、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により、本運營業務委託契約上の受注者の義務の履行が不

能となったとき。

(7) 受注者が運營業務を放棄したと認められるとき。

(8) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について、取締役会において申立てを決議したとき、又は第三者により申立がなされたとき、若しくは受注者につき支払不能若しくは支払停止となったとき。

(9) 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき。

(10) 前各号の他、第 7 条第 1 項の規定に違反して運營業務委託料債権等の権利につき譲渡その他の処分をしたときその他本運營業務委託契約の重大な違反又は抵触があったとき。

(11) 基本契約第 8 条第 4 項の規定に従って基本契約が解除されたとき。

3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、30 日以内の期間を定めて、受注者に対し履行を催告し、当該期間内に履行がなされないときは、受注者に通知することにより本運營業務委託契約を解除することができる。ただし、当該期間を経過した時における債務の不履行が本運營業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、運營業務に着手すべき期日を過ぎても運營業務に着手しないとき。

(2) 受注者が、運營業務について発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。

(3) 受注者が、発注者が請求した日の翌日から起算して 30 日以内に、第 60 条の定めに従って保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。

(4) 正当な理由なく、第 48 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(5) その他、受注者が本運營業務委託契約の義務を履行しないとき。

4 第 2 項各号及び前項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前二項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者による解除の場合の違約金）

第50条 発注者が前条第2項又は第3項に基づき本運營業務委託契約を解除した場合、受注者は、解除の日から運営期間満了日までの残期間に係る運營業務委託料（入札説明書等又は提案書に定める各年度処理量（計画値）をもとに算出するものとする。）の 10 分の 1 に相当する金額、又は年間運營業務委託料（解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定する運營業務委託料とし、入札説明書等又は提案書に定める各年度処理量（計画値）をもとに算出するものとする。）のうちいずれか高い方の金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、第 4 条に規定する契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下本条において同じ。）があるときは、発注者は、契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

3 第 1 項の規定により受注者が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金支払請求権と受注者の運營業務委託料支払請求権その他の発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

4 前三項の規定は発注者の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第 1 項に定める違約金を超える損害が発注者に生じている場合には、発注者は、受注者に対して当該超過額について損害賠償を請求することができる。同項の規定により受注者が違約金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様と

する。

- 5 第1項及び前項の場合において、受注者が特別目的会社であって既に解散しているときは、当該特別目的会社の株主であったすべての構成員に対して違約金及び損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、請求を受けた者は、その額を連帯して発注者に支払わなければならない。

（不正行為に伴う損害賠償の予定）

第51条 受注者は、受注者が基本契約第8条第3項各号のいずれかに該当するときは、発注者が本運營業務委託契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することなく、損害賠償金として本運營業務委託契約による契約額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本運營業務委託契約による履行が完了した後においても適用する。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金及び利息を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- 4 第1項及び前項の場合において、受注者が特別目的会社であって既に解散しているときは、当該特別目的会社の株主であったすべての構成員に対して損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、請求を受けた者は、その額を連帯して発注者に支払わなければならない。

（発注者による一部解除権）

第52条 発注者は、必要と認めるときは、90日前までに受注者に通知することにより、本運營業務委託契約の一部を解除することができる。この場合、発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。賠償金額については、発注者と受注者との協議により定めるものとする

- 2 発注者が、前項に基づき本運營業務委託契約の一部を解除する場合には、当該一部解除により不要となる設備の利用停止に関し受注者と協議するものとし、受注者は、当該協議の結果に従って当該設備の利用停止に向けて必要な措置を講じる。

（受注者の解除権）

第53条 受注者は、発注者が本運營業務委託契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本運營業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本運營業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前条第1項の規定による一部解除のため、運營業務委託料が3分の2以上減じたときは、発注者に通知することにより、直ちに本運營業務委託契約を解除することができる。
- 3 前二項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二項の規定による契約の解除をすることができない。
- 4 受注者は、第1項又は第2項の規定による解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、第1項又は第2項に定める場合が本運營業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(法令変更又は不可抗力の場合の解除)

第54条 発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本件事業の継続が不能となった場合又は本件事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本運營業務委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本運營業務委託契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者により履行済みの運營業務に対応する未払いの運營業務委託料を、速やかに受注者に支払う。解除により発注者又は受注者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。

(本運營業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)

第55条 本運營業務委託契約が解除された場合、本運營業務委託契約は、将来に向かって効力を失うものとする。

- 2 受注者は、本運營業務委託契約が終了する場合又は終了した場合（期間満了による終了及び解除による終了を含む。以下本条において同じ。）で、発注者が新ごみ処理施設に関する業務を継続しようとする場合には、発注者の要求に基づき、発注者が行う運營業務を継承する事業者（以下「後任事業者」という。）の選定に協力するとともに、後任事業者に対して新ごみ処理施設の適正な運転等に関する教育を行った上で、引継ぎを行うものとする。
- 3 受注者は、前項の場合において、発注者が要求するときには、発注者が後任事業者を選定し、後任事業者が運營業務を継承するまで、本運營業務委託契約の終了にもかかわらず、運營業務を継続することとする。
- 4 受注者は、前二項に規定する引継ぎが終了し、かつ第6項に規定する修繕を終了したときは、後任事業者に対し、発注者が指定する期日までに、新ごみ処理施設を引き渡す。
- 5 発注者は、第3項の規定に基づき本運營業務委託契約の終了後において運營業務を継続した場合、別紙4に準じて算定した運營業務委託料を、受注者が後任事業者への引継ぎを終了するまでの期間につき、受注者に支払う。この場合の支払条件等については、発注者と受注者との協議により定める。
- 6 発注者は、第1項の場合、新ごみ処理施設につき、基本性能を充足しているか検査を行うことができ、当該検査により、新ごみ処理施設に基本性能を充足させるために修繕すべき点が存在することが判明した場合には、受注者に対してこれを通知し、受注者は、その責任及び費用においてこれを修繕する。ただし、基本性能の不充足が、発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合には、修繕に要する費用は発注者の負担とし、不可抗力に起因する場合には、第43条の規定に従う。
- 7 受注者は、本運營業務委託契約の終了に際して、新ごみ処理施設内に受注者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（受注者が運營業務の一部を委託し又は請け負わせた再委託先等その他の者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき、発注者の指示に従わなくてはならない。発注者は、受注者に対して、期間を定めて、受注者の責任及び費用負担において当該物件を撤去し又は処分すべき旨を指示することができる。
- 8 発注者は、前項の場合において、受注者が、正当な理由なく期間内に当該物件の処置につき発注者の指示に従わないときは、受注者に代わって当該物件を処分する等、適切な処置を行うことができる。受注者は、この場合、発注者による処置について異議を申し出ることができず、また、発注者による処置に要した費用を負担しなければならない。
- 9 受注者は、第2項及び第3項に規定する新ごみ処理施設の運転等に関する教育及び運營業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた発注者の損害を賠償するも

のとする。

（損害賠償等）

第56条 運營業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 運營業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、受注者は、発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
- 3 本運營業務委託契約に定める運營業務委託料の減額は、前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また運營業務委託料の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

（所有権）

第57条 新ごみ処理施設（更新された部分、維持管理上必要に応じて追設された部分を含む。）の所有権は、発注者に帰属するものとする。受注者は、運營業務の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ新ごみ処理施設に立ち入り、これを無償で使用する権利を有するものであり、その他、新ごみ処理施設に関していかなる権利も有しない。

- 2 発注者は、受注者に対し、受注者による運營業務の遂行のために必要な限度で、新ごみ処理施設を運営期間中において、無償で使用する。

（第三者への賠償）

第58条 運營業務の遂行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は、当該損害を賠償しなければならない。ただし、第59条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保険）

第59条 受注者は、運營業務の遂行にあたって、運営期間の全期間にわたり、別紙6記載の保険を付保し、かつ、維持するものとする。ただし、発注者が付保する必要がある旨を受注者に通知した場合は、この限りでない。受注者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険約款及び保険証券の写しを発注者に提出してその確認を受けるものとする。

- 2 発注者及び受注者は、相互に、相手方が前項の定めるところに従って付保した保険に係る保険金の請求を行うにあたって必要な支援を行うものとする。

（契約の変更）

第60条 運營業務に係る前提条件又は運營業務により達成すべき内容に変更が生じたとき、その他特別な事情が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、本運營業務委託契約の規定を書面に合意することにより、変更することができるものとする。

（秘密保持）

第61条 発注者及び受注者は、本件事業に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」

という。)を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本件事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び受注者が本運營業務委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本件事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 本条に定める秘密保持義務は、本運營業務委託契約の終了後もその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第62条 受注者は、本運營業務委託契約の履行にあたり、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨西部広域環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年山梨西部広域環境組合条例第1号）の規定に従い、個人情報の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本運營業務委託契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本基本契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

- (7) 運營業務に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者又は受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(経営状況の報告等)

第63条 受注者は、本運營業務委託契約の終了に至るまで、各事業年度の9月末日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、本運營業務委託契約の終了に至るまで、各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、年1回自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3か月以内に、監査報告書とともに発注者に提出しなければならない。

(株主への支援要請)

第64条 受注者は、受注者の財務状況に、破綻又は資金不足の懸念があり、運營業務の実施について影響が生じるおそれがある場合は、受注者の株主に対して、追加出資、融資等の手段による支援を要請し、必要な支援等が受けられるよう最大限の努力を行うものとする。

(遅延利息)

第65条 受注者は、本運營業務委託契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を経過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。

- 2 前項の遅延損害金は、賠償金、損害金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払済みまで、契約日における支払遅延防止法の率の遅延利息をもって計算する（千円未満は切り捨てるものとする。）。かかる計算は、遅延利息支払時における支払遅延防止法の率の遅延利息の額を超えないものとする。

(補則)

第66条 本運營業務委託契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

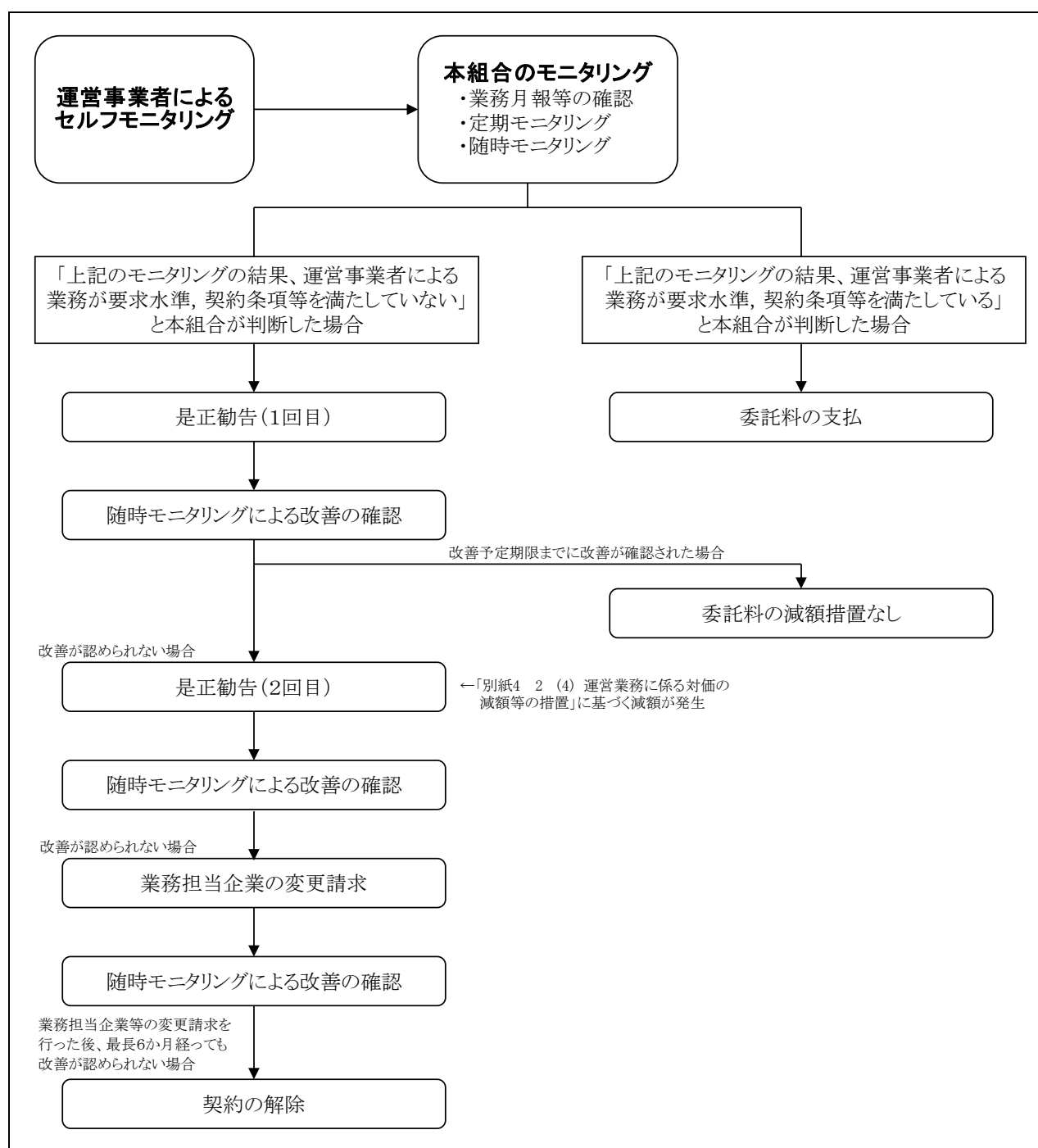
[以下、余白]

別紙1 モニタリング実施要領等（第27条、第30条、第39条関係）

（本別紙において「本組合」、「運営事業者」は、それぞれ本契約上の「発注者」、「受注者」である。）

1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

運営業務における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングは、運營業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、本組合と運營業業者との対話を通じて、運營業務が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成及び実施

運營業業者は、運營業務委託契約締結後、要求水準書及び提案書に基づき、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

セルフモニタリング実施計画書に基づき、自己の費用及び責任においてセルフモニタリングを実施し、運營業務の履行状況について確認等を行い、運營業務委託契約書に定める各種報告書等をそれぞれの期日までに作成し本組合に提出すること。

- | | |
|------------|------------|
| ① モニタリング時期 | ④ モニタリング手続 |
| ② モニタリング内容 | ⑤ モニタリング様式 |
| ③ モニタリング組織 | |

(2) 本組合によるモニタリングの方法

本件事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

本組合は、運營業業者が運營業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運營業業者から本組合へ提出される月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本組合は、月 1 回、新ごみ処理施設の現場調査を行い、運營業業者から提出された月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本組合は新ごみ処理施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第 1 回目）

本組合は、上記モニタリングの結果から、運營業業者による業務が要求水準及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(ア) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本組合は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運營業業者は、本組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則 90 日以内）について本組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

(イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運營業業者は本組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本組合と協議する。運營業業者の通知した事由に合理性があると本組合が判断した場合、本組合は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本組合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第 2 回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は、運営事業者に第 2 回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第 2 回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

本組合は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長 6 か月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本組合が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

(4) 運営業務委託料の減額等の措置

運営業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本組合が是正勧告（第 2 回目）を行った場合、当該事象に対して第 2 回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本組合が認める日まで、年 365 日の日割り計算で運営事業者を支払う運営業務委託料 B、運営業務委託料 D、又はその両方を減額する。なお、減額対象は発生内容を踏まえて本組合が判断する。

イ 運営業務委託料 B 及び運営業務委託料 D の減額の程度は、1 件の是正勧告に対して 10% とする。なお、複数の是正勧告による運営業務委託料 B 及び運営業務委託料 D の減額の限度は、それぞれ 50% とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、運営業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、新ごみ処理施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本組合が認める日まで、年 365 日の日割り計算で運営業務委託料 B 及び運営業務委託料 D からそれぞれ 10% を減額する。

3 運営業務に係る対価の返還

運営業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む本組合への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営業務に係る対価が減額される状態であった場合、運営事業者等は、減額されるべき運営業務に係る対価に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき運営業務に係る対価を本組合が運営事業者等に支払った日から、本組合に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）に定める割合で計算した額の違約金を付するものとする。

別紙 2 計測項目及び計測頻度（第 28 条関係）

受注者は、以下に示す計測管理を実施する。ただし、新ごみ処理施設の運営状況をより効率的に把握することが可能な計測管理項目等について発注者と受注者とが合意した場合、以下に示す計測管理項目及び計測頻度は適宜、変更することができる。

測定項目	測定内容	頻度	備考
ごみ質（ごみピット内の処理対象物）	物理組成、元素組成、単位容積重量、三成分、低位発熱量、バイオマス比率	1 回/月	
ごみ質（破碎対象物）	単位容積重量	1 回/年	10t ないし 4 t 車などの深あおり車を用いて計測する。
燃焼条件	燃焼温度（炉出口、集じん装置入口）、CO 濃度	常時	
排ガス（煙突出口）	ばいじん	【6 回/年】	常時計測機にて常時測定も併用する。 炉ごとに計測する。
	塩化水素	【6 回/年】	
	硫黄酸化物	【6 回/年】	
	窒素酸化物	【6 回/年】	
	一酸化炭素	【6 回/年】	
	水銀	【3 回/年】	
	ダイオキシン類	【3 回/年】	
排気口の排気	粉じん、悪臭	【 / 】	排気口ごとに計測する。
放流水水質	下水道放流水水質	【 / 】	必要項目ごと
その他公害防止基準（敷地境界）	騒音	【2 回/年】	
	振動	【2 回/年】	
	悪臭	【2 回/年】	
主灰、飛灰処理物	重金属溶出量	【4 回/年】	
	重金属及びダイオキシン類含有量	【2 回/年】	
焼却残さ	熱しゃく減量	【12 回/年】	ストーカ炉の場合
溶融スラグ	重金属等の溶出・含有量、膨張率、ポップアウト、粒度、化学成分、アルカリシリカ、物理的性状、ダイオキシン類など	ロットごと	シャフト式ガス化溶融炉又は流動床式ガス化溶融炉の場合。JIS A 5031 又は JIS A 5032 の使用において求められる性状の確認に必要な測定内容を分析する。
溶融メタル	提案による	【 / 】	シャフト式ガス化溶融炉又は流動床式ガス化溶融炉の場合。引き取り先が要求する品質に従い、測定内容を決定する。
作業環境基準	ダイオキシン類濃度（ごみ焼却施設）	【2 回/年】	管理区域内
	粉じん（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）	【2 回/年】	ブラットホームや手選別コンベヤなど作業員が常時作業する場所

1 排ガス基準

(1) ごみ焼却施設の排ガス基準

ごみ焼却施設の排ガス基準は、「表 1 ごみ焼却施設の排ガス基準（煙突出口・乾ガス O_2 12%換算値）」に示す基準値以下とする。

表 1 排ガス基準（煙突出口・乾ガス O_2 12%換算値）

項目		基準値
ばいじん		0.01 g/m ³ N
硫黄酸化物		20 ppm 以下
塩化水素		25 ppm 以下
窒素酸化物		80 ppm 以下
ダイオキシン類		0.05 ng-TEQ/m ³ N 以下
その他物質	カドミウム及びその化合物	0.3 mg/m ³ N 以下
	塩素	3.0 mg/m ³ N 以下
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.7 mg/m ³ N 以下
	鉛及びその化合物	0.5 mg/m ³ N 以下
一酸化炭素	1 時間平均	100 ppm 以下
	4 時間平均	30 ppm 以下
水銀		30 µg/m ³ N 以下

※小動物焼却炉の排ガスをごみと同系統で排出する状態を含む。

※連続測定する排ガス項目については 1 時間平均値とする。

(2) 非常用（常用）発電設備の排ガス基準

非常用（常用）発電設備の排ガス基準は、「表 2 ごみ焼却施設の排ガス基準（煙突出口・乾ガス O_2 12%換算値）」に示す基準値以下とする。

表 2 非常用（常用）発電設備の排ガス基準（煙突出口・乾ガス O_2 12%換算値）

項目		基準値
ばいじん		0.01 g/m ³ N
硫黄酸化物		100 ppm 以下
窒素酸化物		150 ppm 以下

3 排水に関する基準

排水基準は下水道放流を前提に、下水道との取合点において下水道放流基準値以下とする。下水道放流基準値については、要求水準書に記載する。

4 騒音基準

敷地境界線において、「表 3 騒音基準」の基準以下とする。

表 3 騒音基準

項目	基準値
昼間（8 時～19 時）	70 デシベル
朝・夕（6 時～8 時、19 時～22 時）	65 デシベル
夜間（22 時～翌日 6 時）	60 デシベル

5 振動基準

敷地境界線において、「表 4 振動基準」の基準以下とする。

表 4 振動基準

項目	基準値
昼間（8 時～19 時）	65 デシベル
夜間（19 時～翌日 8 時）	60 デシベル

6 悪臭基準

新ごみ処理施設の操業時に、「表 5 悪臭基準」の基準以下とする。

表 5 悪臭基準

項目	基準値
1 号規制（敷地境界）	臭気指数 15
2 号規制（気体排出口）	1 号規制に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出して得られる臭気排出強度または臭気指数。
3 号規制（排水）	1 号規制に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出して得られる臭気排出強度または臭気指数。

7 粉じん基準

粉じん基準は、集じん設備の排出口に設定するものとし、「表 6 粉じん基準（排出口）」に示す基準値以下とする。

表 6 粉じん基準（排出口）

項目	基準値
粉じん排出量（排出口）	0.1 g/m ³ N

別紙 4 運營業務委託料（第 37 条、第 38 条、第 55 条関係）

1 対価の構成

運營業務において発注者が受注者に支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
運營業務に係る対価	① 運營業務 ② その他上記項目の関連業務を含む

2 運營業務に係る対価の算定方法

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
ごみ焼却施設 運營業務委託料A	変動費用 ・薬剤費 ・燃料費 ・光熱水費（電気料金 ^{※2} 、上水道基本料金、下水道基本料金を除く） ・その他費用 ^{※1}	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の焼却処理量（実績値） ^{※3} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 ＝各年度の焼却処理量（計画値） ^{※4} ×提案単価（円/t）
ごみ焼却施設 運營業務委託料B	固定費用 ・人件費 ・光熱水費（上水道基本料金、下水道基本料金） ・維持管理費（補修費を除く） ・その他費用（SPC 経費等）	■各支払期の支払金額 ＝[左欄対象費用の各年度の費用] ÷各年度の支払回数（12 回/年）
ごみ焼却施設 運營業務委託料C	補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。なお、支払金額が変動するとは認め るが、支払金額の平準化について、一定の配慮 をすること。
粗大ごみ処理施設 運營業務委託料D	固定費用 ・人件費 ・光熱水費（上水道基本料金、下水道基本料金） ・維持管理費（補修費を除く） ・その他費用（SPC 経費等）	■各支払期の支払金額 ＝[左欄対象費用の各年度の費用] ÷各年度の支払回数（12 回/年）
粗大ごみ処理施設 運營業務委託料E	補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。なお、支払金額が変動するとは認め るが、支払金額の平準化について、一定の配慮 をすること。

※1 一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。

※2 電気料金（基本料金、従量料金、その他）は組合負担とし、別紙 7 の方法で算定する。

※3 「各支払期の焼却処理量（実績値）」の単位は(t)とし、小数点以下第 2 位(10kg 単位)までを有効桁数とする。

※4 各年度の焼却処理量（計画値）は、要求水準書を参照すること。

注）各支払い時期の業務委託料は、1 円未満を切り捨てるものとする。

3 運営に係る対価の支払方法

(1) 支払回数

- ごみ焼却施設運営業務委託料A(変動費)： 240 回 (20 年間×年 12 回)
 ごみ焼却施設運営業務委託料B(固定費)： 240 回 (20 年間×年 12 回)
 ごみ焼却施設運営業務委託料 C(補修費)： 40 回 (20 年間×年 2 回)
 粗大ごみ処理施設運営業務委託料 D(固定費)： 240 回 (20 年間×年 12 回)
 粗大ごみ処理施設運営業務委託料 E(補修費)： 40 回 (20 年間×年 2 回)
 ※ 業務委託料は、令和 13 年度以降の支払となる。

(2) 支払方法

- ア 本組合は、新ごみ処理施設の引渡し後、業務委託契約の規定に従い、毎月の月報を受領した日から 10 日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、通知に従い、直前の 1 か月に相当する業務委託料に係る請求書を速やかに本組合に提出する。本組合は、請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して業務委託料を支払う。ただし、本組合は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を本組合から受領した後速やかに通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を本組合に提出し、本組合は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して業務委託料を支払う。
- イ ごみ焼却施設運営業務委託料 A の 1 回あたりの支払額は、各支払期の焼却処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。
- ウ ごみ焼却施設運営業務委託料 B 及び粗大ごみ処理施設運営業務委託料 D の固定費用の 1 回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の額を 12 等分した額とする。
- エ ごみ焼却施設運営業務委託料 C 及び粗大ごみ処理施設運営業務委託料 E の補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額を 2 等分した額とし、半期毎に支払う（支払時期は、9 月度、3 月度の業務委託料の支払時とする。）。なお、本組合と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、ごみ焼却施設業務委託料 C 及び粗大ごみ処理施設運営業務委託料 E の事業期間中の総額は物価変動等による改定を行う場合を除き変更しない。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

運営業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案については、合理性及び妥当性があると本組合が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

区 分	改定の対象となる費用	指 標
ごみ焼却施設 運営業務委託料A	薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/ 無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭 製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行 調査統計局

区 分	改定の対象となる費用	指 標
ごみ焼却施設 運営業務委託料A	光熱水費（電気料金、上水道基本料金、下水道基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
	その他費用	「企業向けサービス価格指数/参考指数/消費税を除く基本分類指数/総平均」日本銀行調査統計局
ごみ焼却施設 運営業務委託料B 粗大ごみ処理施設 運営業務委託料D	人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	光熱水費（上水道基本料金、下水道基本料金） ※ごみ処理施設運営業務委託料Bに計上すること。	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
	維持管理費（補修費を除く） その他費用（SPC 経費等）	「企業向けサービス価格指数/参考指数/消費税を除く基本分類指数/総平均」日本銀行調査統計局
ごみ焼却施設 運営業務委託料C 粗大ごみ処理施設 運営業務委託料E	補修費用	「企業向けサービス価格指数/参考指数/消費税を除く基本分類指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局

(2) 改定の条件

運営業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

ただし、著しく変動する指標については、事業に影響を及ぼす場合、合理性及び妥当性があると本組合が認める場合に限り、協議により年1回の改定を見直しすることができる。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であっても、小数点以下第4位未満に端数が生じたときは、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は、変動の有無にかかわらず、本組合へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営業務の対価を確定する。改定された運営業務の対価は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、令和12年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、令和12年9月末までに見直しを行い、令和13年度の運営業務の対価を確定する（比較対象は、入札公告日時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）とする）。改定された運営業務の対価は、令和13年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は特定事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y : 改定後の当該費用（税抜）

X : 前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、発注者の受注者への支払にかか
る消費税及び地方消費税については、発注者が改定内容にあわせて負担する。

ウ その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、「ア 算定式」による見直し方法が適当でないと
本組合が認めた費目については、本組合と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるも
のとする。

別紙 5 不可抗力の場合の費用分担（第 43 条関係）

- 1 発注者と受注者は、不可抗力により運營業務に関して受注者に発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）を、以下のとおり負担する。
 - (1) 運営期間中における各事業年度の運營業務委託料の 100 分の 1 以下に相当する金額（不可抗力が数次にわたるときは発注者の一会計年度に限り累積する。）は、受注者の負担とする。
 - (2) (1)を超える額は、発注者の負担とする。
- 2 前項に基づくものを除き、発注者は、受注者に生じた費用及び損害を一切負担しない。
- 3 不可抗力により本件事業に関して発注者に生じた費用及び損害は、発注者の負担とする。ただし、第 59 条に記載される保険に基づき発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の受注者の負担額を超えるときは、当該超過額は、発注者の負担額から控除するものとする。

【詳細は事業者提案に基づき記載する。】

1 第三者賠償責任保険

付保対象： 運營業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害

付保期間： 運営期間

保険金額： 提案による

その他： 発注者を追加被保険者とする保険契約とすること

※ 上記は受注者が付保すべき保険の例示であり、上記以外の保険を付保することを妨げるものではなく受注者の提案によるものとする。

別紙 7 電気料金（買電、売電）とインセンティブの取扱い（第 14 条関係）

電気料金（基本料金、購入電力の従量料金、余剰電力の売却収入等、電力に係る一切の費用や収入）は、本組合の所掌（帰属）とし、本件事業の委託範囲から除外する。そのため、別紙 4 で示す対価には含まない。

ただし、電力の購入先及び余剰電力の売却先は運営事業者が選定し、本組合が承諾した小売電気事業者とする。また、小売電気事業者との契約者はいずれも運営事業者とし、小売電気事業者への電力の購入料金の払込み、余剰電力の売却収入の領収も運営事業者が行う。ただし、余剰電力のうち、バイオマス分に相当する電力は、フィードインプレミアム（Feed-in Premium）制度（以下「FIP」という）の活用を前提とする。

電力の購入料金、余剰電力の売却収入ともに、以下に示す 1 と 2 の方法にて運営事業者へのインセンティブを付与する。そのため、運営事業者は、電力の購入料金ができるだけ安価となる小売電気事業者並びに余剰電力の売却収入ができるだけ高価となる小売電気事業者を常に探索し、本組合の電力の購入料金の削減や売電収入の増加に寄与するよう努めるものとする。

1 購入電力に係るインセンティブの算定方法と留意事項

当該月の東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電 EP」とする。）の電気料金算定制度に基づき電力を購入した場合の電気料金（基本料金、購入電力の従量料金等の合計金額）から、運営事業者が実際に契約している小売電気事業者に支払う金額を差し引いた金額が、正の数字（東京電力 EP よりも運営事業者が契約している小売電気事業者の電気料金の方が安価）となる場合、その金額（差額）の 2 分の 1（1 円未満の数字が発生する場合は切り捨て）の金額を運営事業者インセンティブとして付与する（場合分けは p. 38 に掲載）。

ただし、算定基準とする東電 EP の料金制度（料金プラン）に選択肢がある場合は、電気料金が最も安価となる料金制度を選択するものとする。

本組合と運営事業者のいずれかから比較条件や算定方法に疑義を示した場合には、双方協議にて解決を図ることを基本とするが、比較の対象としている東電 EP が電力の販売を停止した場合、販売価格が明らかに定常状態ではないと本組合が判断した場合、何かしらの理由で東電 EP の電気料金と比較できない場合など、インセンティブの算定や算定結果の妥当性に著しい支障があると本組合が判断した場合には、本組合はインセンティブの付与を停止することができるものとする。

なお、本組合が指定する小売電気事業者への契約変更を求めた場合には、運営事業者は速やかに契約変更を実施する。また、本組合が求める条件に合致した小売電気事業者の探索を要請した場合には、運営事業者は真摯に対応する。

2 余剰電力の売却に係るインセンティブの算定方法と留意事項

(1) バイオマス分の余剰電力

運営事業者が契約している小売電気事業者より実際に領収した余剰電力の売電価格から、FIP の基準価格にバイオマス分の余剰電力量を乗じて算定した売電価格を差し引いた金額が、正の数字（FIP の基準価格を基に算定した売電価格よりも運営事業者が契約している小売電気事業者の売電価格の方が高価）となる場合、その金額（差額）の 2 分の 1（1 円未満の数字が発生する場合は切り捨て）の金額を運営事業者インセンティブとして付与する（場合分けは p. 39 に掲載）。

本組合と運営事業者のいずれかが比較条件や算定方法に疑義を示した場合には、双方協議にて解決を図ることを基本とするが、何かしらの理由で FIP の基準価格と比較できない場合など、インセンティブの算定や算定結果の妥当性に著しい支障があると本組合が判断した場合には、本組合はインセンティブの付与を停止することができるものとする。

なお、本組合が指定する小売電気事業者への契約変更を求めた場合には、運営事業者は速やかに契約変更を実施する。また、本組合が求める条件に合致した小売電気事業者の探索を要請した場合には、運営事業者は真摯に対応する。

(2) 非バイオマス分の余剰電力

運営事業者が契約している小売電気事業者より実際に領収した余剰電力の売電価格から、当該月の東電 EP の売電価格算定制度に基づき算定した売電価格を差し引いた金額が、正の数字（東京電力 EP よりも運営事業者が契約している小売電気事業者の売電価格の方が高価）となる場合、その金額（差額）の 2 分の 1（1 円未満の数字が発生する場合は切り捨て）の金額を運営事業者にインセンティブとして付与する（場合分けは p. 39 に掲載）。

ただし、算定基準とする東電 EP の売電価格の算定制度（料金プラン）に選択肢がある場合は、売電価格が最も高価となる料金制度を選択するものとする。

本組合と運営事業者のいずれかが比較条件や算定方法に疑義を示した場合には、双方協議にて解決を図ることを基本とするが、比較の対象としている東電 EP が電力の買取を停止した場合、買取価格が明らかに定常状態ではないと本組合が判断した場合、何かしらの理由で東電 EP の電気料金と比較できない場合など、インセンティブの算定や算定結果の妥当性に著しい支障があると本組合が判断した場合には、本組合はインセンティブの付与を停止することができるものとする。

なお、本組合が指定する小売電気事業者への契約変更を求めた場合には、運営事業者は速やかに契約変更を実施する。また、本組合が求める条件に合致した小売電気事業者の探索を要請した場合には、運営事業者は真摯に対応する。

3 電気料金の支払い方法

本組合と運営事業者との電気料金に係る収受は、原則として毎月行うものとし、余剰電力の売却収入から電力の購入料金（基本料金、従量料金、アンシラリー料金、賦課金等を含む）と運営事業者のインセンティブ分を除いた金額を、本組合が指定する口座に振り込むものとする。一方で、余剰電力の売却収入よりも電力の購入費用や運営事業者へのインセンティブ分の金額の方が多く、電力の購入費用が不足する場合は、本組合より不足分を運営事業者が指定する口座に振り込むものとする。

運営事業者は、電力の購入料金、余剰電力の売却収入の算定根拠として、以下のアからオの資料を毎月本組合に提出する。また、小売電気事業者との新規契約又は契約変更を行った場合には、速やかにカとキを提出する。

- (1) 購入電力の支払額を証明する書類の写し（領収書など）
- (2) 余剰電力の売却収入を証明する書類の写し（領収書など）
- (3) 東電 EP から電力を購入した場合と運営事業者の契約先から購入した場合との差額やインセンティブの金額を算定した計算シート※
- (4) バイオマス分の余剰電力を基準価格で売却した場合と運営事業者の契約先に売却した場合との差額やインセンティブの金額を算定した計算シート※
- (5) 非バイオマス分の余剰電力を東電 EP に売却した場合と運営事業者の契約先に売却した

場合との差額やインセンティブの金額を算定した計算シート※

(6) 小売電気事業者との契約書の写し

(7) 小売電気事業者との契約条件の説明資料（契約プランやプランの内容を把握できるもの）

※計算シートは Microsoft Excel で作表するとともに、1 年分の集計シートなども作成すること。計算シートの詳細は別途協議とする。なお、本組合は、余剰計算シート（例）を参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業に別途送付する。

購入電力に係るインセンティブ

(1) 電力の購入先に東電EPを選択した場合

インセンティブは発生しない。

(2) 電力の購入先に東電EP以外を選択した場合（東電EPよりも契約先の方が高価な場合）

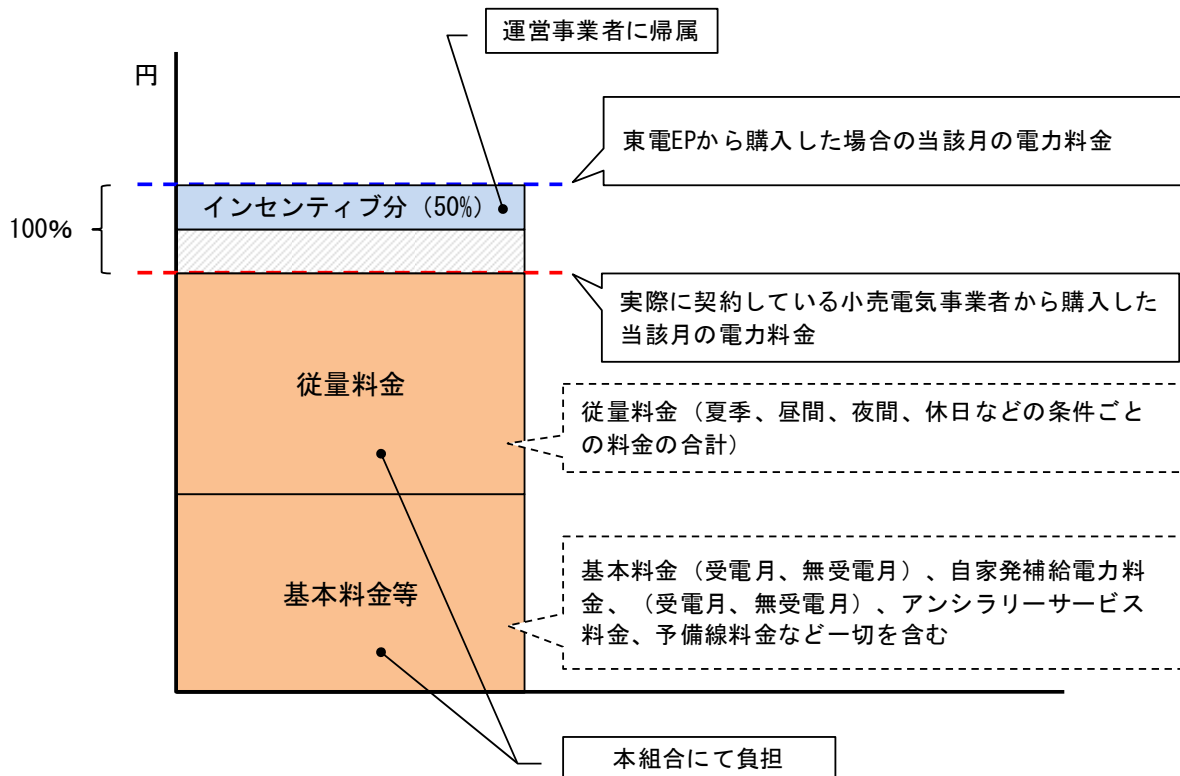
インセンティブは発生しない。

※一時的かつ非意図的に発生した場合を想定。改善しない場合は速やかに電力の購入先を変更する。

(3) 電力の購入先に東電EP以外を選択した場合（東電EPよりも契約先の方が安価な場合）

インセンティブが発生する。

※運営事業者に帰属するインセンティブは下図黄色の網掛けで示す金額とする。



余剰電力の売却に係るインセンティブ

1. バイオマス分

(1) FIPの基準価格で算定した売電価格と同額もしくは下回った場合

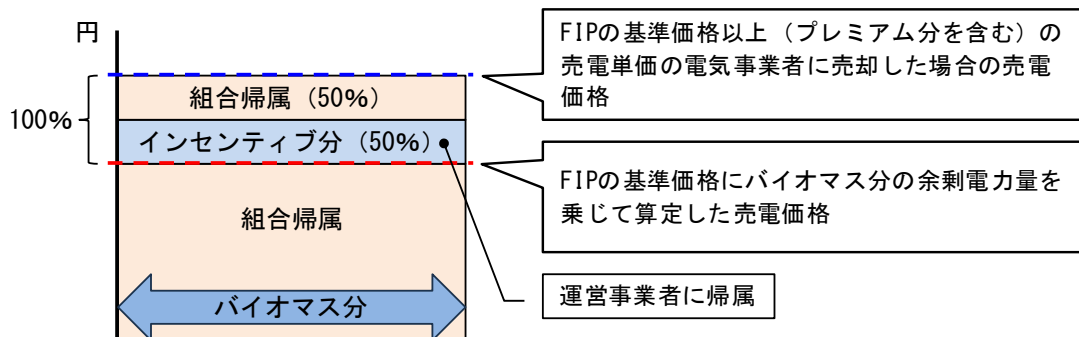
インセンティブは発生しない。

※下回った場合、その状態が改善しない場合は、速やかに余剰電力の売却先を変更する。

(2) FIPの基準価格で算定した売電価格を上回った場合

インセンティブが発生する。

※運営事業者に帰属するインセンティブは下図黄色の網掛けで示す金額とする。



2. 非バイオマス分

(1) 余剰電力の売却先に東電EPを選択した場合

インセンティブは発生しない。

(2) 余剰電力の売却先に東電EP以外を選択した場合（東電EPよりも契約先の方が安価な場合）

インセンティブは発生しない。

※一時的かつ非意図的に発生した場合を想定。改善しない場合は速やかに余剰電力の売却先を変更する。

(3) 余剰電力の売却先に東電EP以外を選択した場合（東電EPよりも契約先の方が高価な場合）

インセンティブが発生する。

※運営事業者に帰属するインセンティブは下図黄色の網掛けで示す金額とする。

